第３期佐伯市長期総合教育計画の策定等について

１．報告の趣旨

第２期佐伯市長期総合教育計画（以下「現計画」という。）の計画期間が令和９年度で終了することに伴い、次期佐伯市総合計画との整合を図りながら、第３期佐伯市長期総合教育計画（以下「次期計画」という。）の策定に着手する必要があるため、その基本的な考え方、計画期間及び今後のスケジュール等について報告するものです。

２．次期佐伯市長期総合教育計画の概要

（１）長期総合教育計画の概要

佐伯市長期総合教育計画は、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づく教育振興基本計画として、本市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

現計画は、平成 29 年度に策定した第２期佐伯市長期総合教育計画「さいき“まなび”プラン 2017」を基本とし、令和４年度に後期計画として見直しを行い、令和５年度から９年度までを計画期間としています。

次期計画は、現計画の成果や課題を踏まえるとともに、教育を取り巻く社会情勢の変化や次期佐伯市総合計画との整合を図りながら策定します。

３．計画期間について

次期計画の計画期間は、佐伯市総合計画との整合を図るため、原則として「８年間」とします。

ただし、その期間の調整のため、次期計画に限り、その計画期間を、令和 10 年度から令和 16 年度までの「７年間」とします。

４．今後のスケジュールについて（予定）

令和８年度	10 月	教育委員会（諮問）
	11 月	第１回審議会 地域懇談会（市内９地域で開催）
	12 月	市民アンケート調査
	３月	第２回審議会
令和９年度	８月	第３回審議会
	10 月	パブリックコメント
	11 月	第４回審議会（答申）
	12 月	議案提出